

令和6年度採用

宮崎市会計年度任用職員の募集について

よくあるご質問

※ 令和5年10月18日時点の内容です。
今後、制度の改正等に伴い、変更となることがあります。

Q1 今回募集されている職種以外の職種については、いつ募集されますか。

それぞれの課等で、採用試験を実施する場合があります。その場合には、市のホームページに募集案内を掲載しますので、ご確認ください。

Q2 会計年度任用職員の任期はどのくらいですか。毎年、競争試験を受験する必要がありますか。

任期は、年度ごとに1年以内となりますが、勤務状況等により、2回まで再度の任用を行います（この場合、最長3年の勤務となります）。

よって、毎年、競争試験を受けていただく必要はありません。

※ 現在、本市の会計年度任用職員として勤務している方で、令和3年度から勤務し、それ以降、人事評価等の結果により再度の任用がされている方（競争試験を未受験の方）は、今回受験する必要があります。

Q3 フルタイム勤務（週38時間45分勤務）はどのような職務内容となりますか。

育児休業を取得した職員の代替職員として、育児休業を取得した職員が行っていた職務に主に従事していただきます。そのため、育児休業中の職員の復帰等により異動が発生します。

Q4 フルタイム勤務を希望した場合、必ずフルタイム勤務となるのですか。

フルタイム勤務の業務には限りがあるため、フルタイム勤務を希望されても、週29時間以内の勤務として採用される場合があります。

Q5 基本的な勤務時間はどのようになりますか。

勤務時間は、休憩時間を除いて、原則として週29時間以内の勤務となります。
就業時間は、職場によって異なります。

（例）週4日勤務：勤務時間 9:00～17:15

週5日勤務：勤務時間 9:00～15:45（4日）9:00～16:00（1日）

※ フルタイム勤務として任用された場合は、正職員と同じ就業時間となります。

(例) 週5日勤務、勤務時間 8:30～17:15

Q6 週休日はどのようになりますか。

週休日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日となりますが、職場によって、異なる場合があります。

※ 週4日勤務の場合、土曜日、日曜日、祝日に加えて、月曜日から金曜日までの所定の曜日が週休日となります。

Q7 休暇はどのようになりますか。

年次有給休暇は、週29時間勤務の場合、年10日（継続して勤務した場合は、勤務年数に応じた日数）が付与されます。

その他、結婚休暇、忌引休暇などの特別休暇が付与されます。

Q8 現在、宮崎市の会計年度任用職員として勤務していますが、年次有給休暇の繰越や付与日数はどのようになりますか。

現在勤務中の会計年度任用職員の方が、令和6年4月に引き続き会計年度任用職員として採用された場合には、繰り越されます。

また、年次有給休暇の付与日数についても、本市の会計年度任用職員としての継続勤務年数を考慮して付与日数を決定します。

(例)

会計年度任用職員として継続勤務3年の場合→継続勤務4年目として14日付与

Q9 会計年度任用職員には、どのような手当が支給されますか。

通勤手当、期末手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、地域手当、宿日直手当が支給対象となります。

また、フルタイム勤務が継続して6月を超えた場合には、退職手当が支給される場合があります。

Q10 通勤手当は、どのようになりますか。

正職員と同じ基準で支給されます。ただし、勤務場所までの距離が2キロ未満の場合や、徒歩で通勤される場合は支給されません。概要は次のとおりです。

交通用具使用者（自転車、自動車など）

自宅から勤務場所までの最短距離に応じて支給します。

距離区分	通勤手当（月額）
2km 以上 5km 未満	2,000 円
5km 以上 10km 未満	4,200 円
10km 以上 15km 未満	7,100 円
15km 以上 20km 未満	10,000 円
20km 以上 25km 未満	12,900 円
25km 以上 30km 未満	15,800 円
30km 以上 35km 未満	18,700 円
35km 以上 40km 未満	21,600 円
40km 以上 45km 未満	24,400 円
45km 以上 50km 未満	26,200 円
50km 以上 55km 未満	28,000 円
55km 以上 60km 未満	29,800 円
60km 以上	31,600 円

公共交通機関（バス、電車など）

基準に基づき、定期券等の実費相当額を支給します。

Q 1 1 募集要項の月額報酬に幅があるのは、なぜですか。

会計年度任用職員に採用の際には、採用前5年間の宮崎市の職員又は会計年度任用職員に任用された期間を、職務経験の年数として換算し、給与決定を行います。そのため、月額報酬・年収に幅があります。

Q 1 2 会計年度任用職員に採用され、継続して勤務した場合に報酬額・年収はどのようにになりますか。

継続して勤務した場合は、任期の更新時に職務経験年数を換算し、給与決定を行うため、採用された職種ごとに定められた上限に達するまで報酬額が増額となります。

フルタイム雇用の会計年度任用職員は、採用から3年目、パートタイム雇用の会計年度任用職員は、採用から4年目で上限に到達します。

《お問い合わせ》

宮崎市 総務部 人事課

T E L : (0985)42-8709（直通） F A X : (0985)28-1556

E-mail : 03jinji@city.miyazaki.miyazaki.jp

宮崎市ホームページ <https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>